

平成 26 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ヨンキュウ
代表者名 代表取締役社長 笠 岡 恒 三
(J A S D A Q ・ コード 9955)
問合せ先
役職・氏名 総務部長 宇都宮 紀
電話 0895-24-0001

株主代表訴訟の判決に関するお知らせ

平成 24 年 12 月 5 日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」にて公表いたしました、当社個人株主（原告 1 名及び参加原告ら 4 名。併せて、以下「原告ら」といいます。）が当社取締役 1 名に対して損害賠償を請求した株主代表訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）につきまして、本日、判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

松山地方裁判所 平成 26 年 9 月 11 日

2. 訴訟の経緯

当社は、平成 23 年 5 月 12 日に開催された取締役会の決議に基づき、株式会社海昇（以下「海昇」といいます。）の株主との間で、海昇の全株式を当社が買い受ける内容の株式譲渡契約を締結し、同年 6 月に海昇の全株式を取得しました。本件訴訟は、原告らが、かかる海昇の株式取得を当時担当していた当社取締役に対し、海昇の企業価値の評価や財務内容精査の手續・方法が適正かどうかを確認する善管注意義務を怠ったこと等により当社に損害が生じたとして、4 億 8,300 万円に法定の遅延損害金を加えた金額を当社に賠償するよう求めたものです。

これに対し、当社は、本件訴訟において、当社取締役には何ら法的責任はないものと判断し、被告となった当社取締役側に補助参加しておりました。

そして本日、松山地方裁判所より、下記 3 の通り、原告らの請求を全て棄却する判決が言い渡されました。当社の判断したとおり、当社取締役の法的責任を全て否定するもので、全面的勝訴判決といえます。

3. 判決の内容

判決の内容は以下の通りであります。

- (1) 原告及び参加原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用及び補助参加によって生じた費用は原告及び参加原告らの負担とする。

4. 今後の見通し

今後、本件訴訟に関して追加で開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上